

相模原市立共和中学校いじめ防止基本方針 平成30年4月改訂

【目指す生徒像】 「自ら学び、考え、創造する生徒」、「正しく判断し、進んで活動する生徒」、「心身ともに健康で、自他を活かす生徒」、「思いやりと感謝の心をもつ生徒」

【家庭・地域との連携】

学校の実態を公開するとともに生徒を幾重にも支える態勢を築くことを趣旨とする。

- 開かれた学校づくり
授業参観・保護者会・学校へ行こう週間・各行事の公開
- PTA組織との連携
- 地域行事への教職員と生徒の参加
- 学校関係者評価の実施

【校内組織】

いじめ防止委員会

開催 月1回以上

構成員 校長・副校長・教務主任・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・支援教育コーディネーター・青少年教育カウンセラー

生徒指導係会

開催 週1回

構成員 生徒指導主任・各学年生徒指導係・養護教諭

【関係機関との連携】

迅速で効果的な「いじめ対策」を行うため次の機関との連携を強化する。

- 教育委員会各課
- 首長部局各課
- 民生・児童委員
- 小学校
- スクールポーター
- 県警少年保護・相談センター
- その他関係機関との連携

【いじめの未然防止】

- (1) 生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や読書活動、体験活動などの推進をする。
- (4) 発達障害を含む障害のある生徒等について、教職員が個々の障害の特性への理解を深める。
- (5) 外国につながるのある生徒等並びに、性同一性障害及び性的指向・性自認について、理解を促進する。
- (6) 東日本大震災等により被災した生徒等について、心身に受けた影響を十分に理解し適切な支援を行う。
- (7) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、生徒・保護者に対しても周知徹底を図る。
- (8) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。

【いじめの早期発見】

- (1) 日常的な観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。
- (2) 定期的なアンケート調査（原則学期に1回）や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取組む。
- (3) 在籍する生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- (4) 発達障害を含む障害のある生徒等について、個々の障害の特性への理解を深め、情報を共有する。
- (5) 外国につながるのある生徒等並びに、性同一性障害及び性的指向・性自認について、情報を共有する。
- (6) 東日本大震災等により被災した生徒等について、心身に受けた影響を十分に理解し、情報を共有する。
- (7) インターネットを利用したいじめがあることを理解し、表面的・形式的な判断にならないようにする。

【いじめへの対処】

- (1) 被害生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

【重大事態への対処】

重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携し、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために調査を行う。

平成30年度「共和中学校いじめ防止基本方針」について

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、いじめ防止等の対策のための基本的な方針を定める。

1 いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの生徒にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。そのためにも、人権教育を推進する。

また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

- ・より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。そのためにも、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。

この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

○組織名称：「相模原市立共和中学校いじめ防止委員会」

○構成員：校長、副校長、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、支援教育コーディネーター、（青少年教育加わら）

- ・当該組織は、生徒の問題行動などに係る情報の共有、いじめの防止等に係る取組方針の企画立案などのため定期的に打合せを行うとともに、いじめ事案発生時は緊急会議を開いて対応を協議するなど、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。
- ・日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するため、校長を中心に一致協力体制を確立し、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。
- ・いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぐ。

3 いじめの未然防止の取組

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

（1）生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

①授業改善：一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくり

②居場所づくり：話し合い活動の充実、ソーシャルスキルトレーニング

(2) 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。

- ① 絆づくり：自主的な運営 異学年交流 ピア・サポート活動
- ② 生徒会活動：いじめ撲滅の宣言や相談箱の設置

(3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。

- ① 人権教育の充実：「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」の周知徹底を図る。
- ② 道徳教育の充実：道徳の時間の確保。道徳の時間だけでなく、すべての教育活動の中で実践をする。
- ③ 職場体験学習、福祉体験学習
- ④ 小、中学校交流行事

- ・ 子どもたちには「いじめは決して許されない」ことへの理解を促すとともに、お互いの人格を尊重し合える態度、心の通う人間関係を構築する能力、ストレスに適切に対処できる力等を育む観点が必要。
- ・ すべての子どもが安心でき、自己有用感を感じられる学校生活づくりも重要。

(4) 発達障害を含む障害のある生徒等について、教職員が個々の障害の特性への理解を深めるとともに、適切な指導及び必要な支援が行われるよう、「発達障害のある子どもの理解と支援の手引き」に基づき、必要な情報提供、研修等を実施し、いじめの未然防止に努める。

(5) 外国につながりがある生徒等並びに、性同一性障害及び性的指向・性自認について、教職員への正しい理解を促進し、いじめの未然防止に努める。

(6) 東日本大震災等により被災した生徒等について、当該生徒等が受けた心身への影響を十分に理解し、適切な支援を行い、いじめの未然防止に務める。

(7) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、生徒、保護者に対しても周知徹底を図る。

- ① 校内研修：いじめについて、人権研修、道徳研修、情報モラル研修
- ② 教職員向けのチェックリスト等により、いじめ防止の取組の充実を図る
- ③ 全校集会、学級活動における校長をはじめとした担当教員からの講話
- ④ 保護者会、学級懇談会における啓発

(8) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。

- ① あいさつ活動
- ② 青少年相談員との懇談会
- ③ 地区懇談会

4 いじめへの早期発見の取組

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 日常的な観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。
 - ① 休み時間や放課後の雑談の中での生徒の様子
 - ② 個人ノート、生活ノート、個人面談、家庭訪問等により、把握
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
 - ① アンケートの実施：各学期に 1 回
 - ② 教育相談週間
- (3) 在籍する生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
 - ① 相談窓口の周知：青少年教育カウンセラー 毎週火・木曜日
TEL：042-769-3069（直通）
いじめ相談ダイヤル：042-707-7053
ヤングテレホン：042-755-2552
 - ② 保健室だより、相談室だよりの発行
 - ③ 青少年教育カウンセラーによる校内巡回
- (4) 発達障害を含む障害のある生徒等について、教職員が個々の障害の特性への理解を深めるとともに、「発達障害のある子どもの理解と支援の手引き」に基づき、組織的に情報を共有し早期発見・早期対応努める。
- (5) 外国につながりがある生徒等並びに、性同一性障害及び性的指向・性自認について、教職員への正しい理解を促進するとともに、組織的に情報を共有し、早期発見・早期対応努める。
- (6) 東日本大震災等により被災した生徒等について、当該生徒等が受けた心身への影響を十分に理解し、組織的に情報を共有し、早期発見・早期対応努める。
- (7) インターネットを利用したいじめがあることを理解し、表面的・形式的な判断にならないよう留意する。

・いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる。些細な兆候であっても、“ちょっとおかしい”という教職員の感覚を大事にして、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

・さまざまな手立てによって、子どもたちを多方面、多角的な視点からみて、子どもたちの実態把握に努め、児童・生徒理解を進めていくことが重要。

5 いじめの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

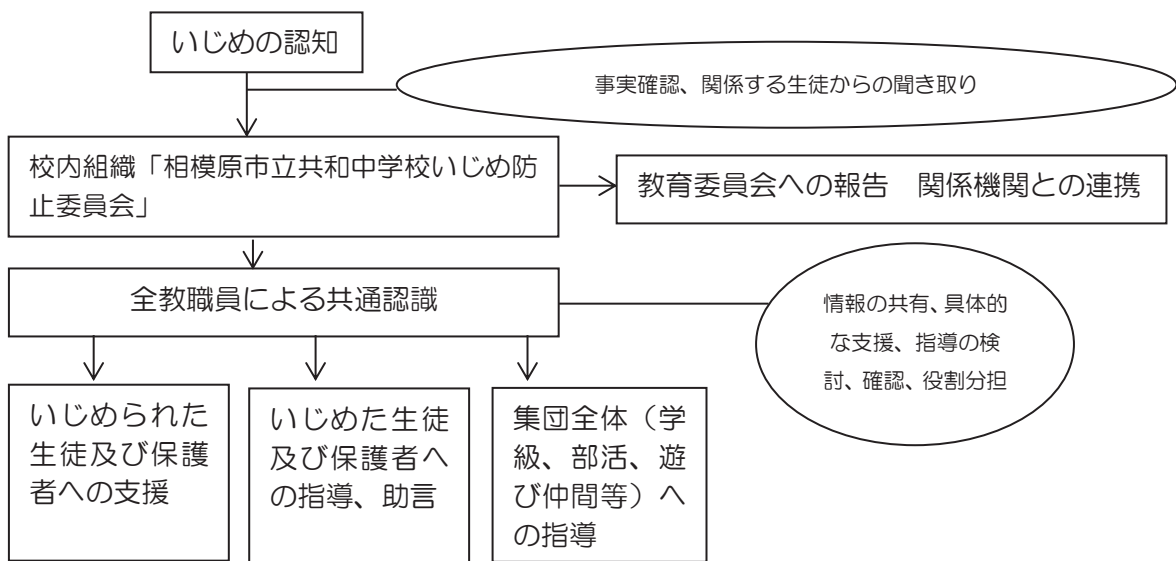
(1) 被害生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。

- ①校内の「相模原市立共和中学校いじめ防止委員会」へ直ちに情報を共有する。
- ②すみやかに事実確認を行い、関係生徒及びその保護者、集団全体（学級、同好会、遊び仲間等）へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。
- ③インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては直ちに削除等の措置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。

(2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

- 青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- 各警察署、県警少年相談・保護センター
- 青少年相談員
- 児童相談所、各区こども家庭相談課

(対応経路)



- 生徒及び、保護者からの相談や訴えには真摯に傾聴する。一人で抱え込まず、校内組織「相模原市立共和中学校いじめ防止委員会」に情報を共有するなどして、報告・連絡・相談の徹底を図る。
- いじめの対処には特定の教職員だけでは解決することができない。全教職員で共通認識を持ち、関係機関との連携をとりながら対応していくことが、解決していくための最善策である。

6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

- (1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- (2) 教育委員会を通じて、すみやかに市長へ重大事態発生について報告する。
- (3) 当該生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で提供する。

重大事態とは

- いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

例えば、

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

- いじめにより生徒が**相当の期間**学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

- ・ 調査は事実関係を明確にするために行う。いつから、誰から、どのような状況、関係する生徒の人間関係、教職員の対応などの事実関係を網羅的に明確にする。
- ・ いじめとの因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することが重要。